

市町村による循環資源の自ら利用に関する環境省の考え方

表示場所	考え方	備考
第22次特区提案に対する回答 (平成25年2月7日)	廃棄物かどうかの判断については、その物の性状、通常の取扱い形態及び取引価値の有無等を総合的に勘案して判断すべきものであり、 国(環境省)ではなく 廃棄物処理法を運用する地方公共団体において判断されるものである。	環境省に対する特区提案により市町村による循環資源の自ら利用については 規制緩和の対象となる個別法(廃棄物処理法)の規制は存在しない ことが明らかになっている。法制度上、一般廃棄物に関する廃棄物該当性判断は国や都道府県ではなく 市町村 が行うことになっている。
行政処分の指針 (平成25年3月29日)	占有者による自ら利用については、 通常の取扱い形態及び取引価値の有無 を判断の基準から除外する。	取引価値の有無等を判断の基準にすると有価物として取引されていない循環資源は 全て廃棄物 になってしまうため。
木質バイオマス焼却灰の取扱いに関する通知 (平成25年6月28日)	有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない焼却灰 は、産業廃棄物に該当しないものである。	木質バイオマスの焼却灰も物質的には 一般廃棄物の焼却灰と同様の循環資源 になるので、一般廃棄物の焼却灰についても同様の考え方になる。
廃棄物処理法 (平成23年4月1日一部改正)	廃棄物とは占有者が 自ら利用しないため に不要になったものをいう。	占有者が自ら利用するものは原則として 廃棄物の定義 には当てはまらないことになっている。
循環基本法 (平成24年6月27日最終改正)	循環資源とは廃棄物等のうち 有用なもの をいう。	廃棄物処理法の上位法である循環基本法は有価・無価、有害・無害を問わず利用を行うことができる循環資源を有用物、 利用が行われない循環資源 を廃棄物(不要物)としている。
	循環型社会における循環資源は できる限り利用 されなければならない。	循環型社会における循環資源の処分は利用が行われない場合の最終手段とされている。処分を行う場合は 廃棄物処理法 が適用される。
	循環資源の利用にあたっては 環境の保全上の支障が生じないように 行われなければならない。	廃棄物(利用が行われない循環資源)の処分の規定についても利用の規定と 同じ規定 になっている。
自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン (平成16年7月)	汚染土壌から地下水等への有害物質の溶出に係る環境リスクについても、有害物質が地下水に溶出しないように不溶化・固型化の処理等を行い封じ込める方法により、人の健康等に影響が及ぶおそれがないように適切に リスクを管理することが可能 です。	土壌汚染対策法の規定に基づいて道路の盛土材等として利用されている汚染土壌の掘削土も物質的には 一般廃棄物の焼却灰と同様の循環資源(有害物質を含む副産物系の循環資源) になるので、一般廃棄物の焼却灰についても同様の考え方になる。